

議第 37 号

下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく下呂市成年後見制度利用促進協議会の設置及び持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和 4 年 3 月 29 日総財準第 72 号総務省自治財政局長通知）に準じた金山病院経営強化プラン策定に取り組むため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例

下呂市附属機関設置条例（平成16年下呂市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）		
附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	所掌事務	附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	所掌事務
市長	下呂市公の施設指定管理者 選定委員会の項～下呂市福 祉有償運送運営協議会の項 (略)		市長	下呂市公の施設指定管理者 選定委員会の項～下呂市福 祉有償運送運営協議会の項 (略)	
	下呂市 成年後 見制度 利用促 進協議 会	下呂市成年後見支 援センターの運営 及び評価、成年後 見制度の利用促進 及び受任者調整等 に関する事項につ いて協議する。			
	下呂市老人ホーム入所判定 委員会の項～下呂市消防賞 じゅつ金等審査委員会の項 (略)			下呂市老人ホーム入所判定 委員会の項～下呂市消防賞 じゅつ金等審査委員会の項 (略)	
下呂市 立金山 病院経 営強化	金山病院経営強化 プランの策定並び に実施状況につい て点検及び評価を		下呂市 立金山 病院改 革プラ	金山病院改革プラ ンの策定並びに実 施状況について点 検及び評価を行	

改正後		改正前	
	<p>プラン 策定及 び評価 委員会</p> <p>行う。</p>		<p>ン策定 及び評 価委員 会</p> <p>う。</p>
	<p>下呂市下呂温泉合掌村経営 改善委員会の項 (略)</p>		<p>下呂市下呂温泉合掌村経営 改善委員会の項 (略)</p>
<p>教育委員会の部 (略)</p>		<p>教育委員会の部 (略)</p>	

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市附属機関設置条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく下呂市成年後見制度利用促進協議会の設置及び持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン（令和 4 年 3 月 29 日総財準第 72 号総務省自治財政局長通知）に準じた金山病院経営強化プラン策定に取り組むため、当該条例を改正するものです。

2. 概要

（1） 下呂市成年後見制度利用促進協議会を追加します。

（別表関係）

（2） 「下呂市立金山病院改革プラン」を「下呂市立金山病院経営強化プラン」に改めます。

（別表関係）

（3） この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

（附則関係）